

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 30日

福島県知事 殿

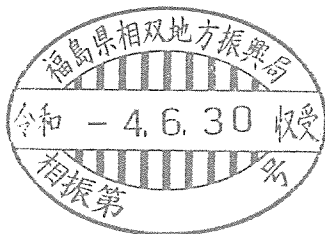
提出者

住所 宮城県仙台市泉区南光台7丁目1番35号

氏名 大林道路株式会社 宮城営業所

所長 松崎 真一

電話番号 022-252-5678



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	常磐自動車道 いわき勿来～新地間舗装補修工事他
事業場の所在地	福島県いわき市三沢町沼平～福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺他
計画期間	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業（舗装工事業）
② 事業の規模	2021年度元請完成工事高 854百万円
③ 従業員数	5人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（アスファルト殻、コンクリート殻）自社又は再生処理業者に委託して再生材として利用

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- (管理体制図)  
 ・別紙の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	排出量	16,184.54 t	126.39 t
	（これまでに実施した取組） ・アスファルト塊、コンクリート塊ともに自社又は再生処理業者に委託して再生材として利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	排出量	15,000.00 t	100.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・上記の通り		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・建設リサイクル法に基づき個別工事ごとに実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記の通り

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・無し		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・無し			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

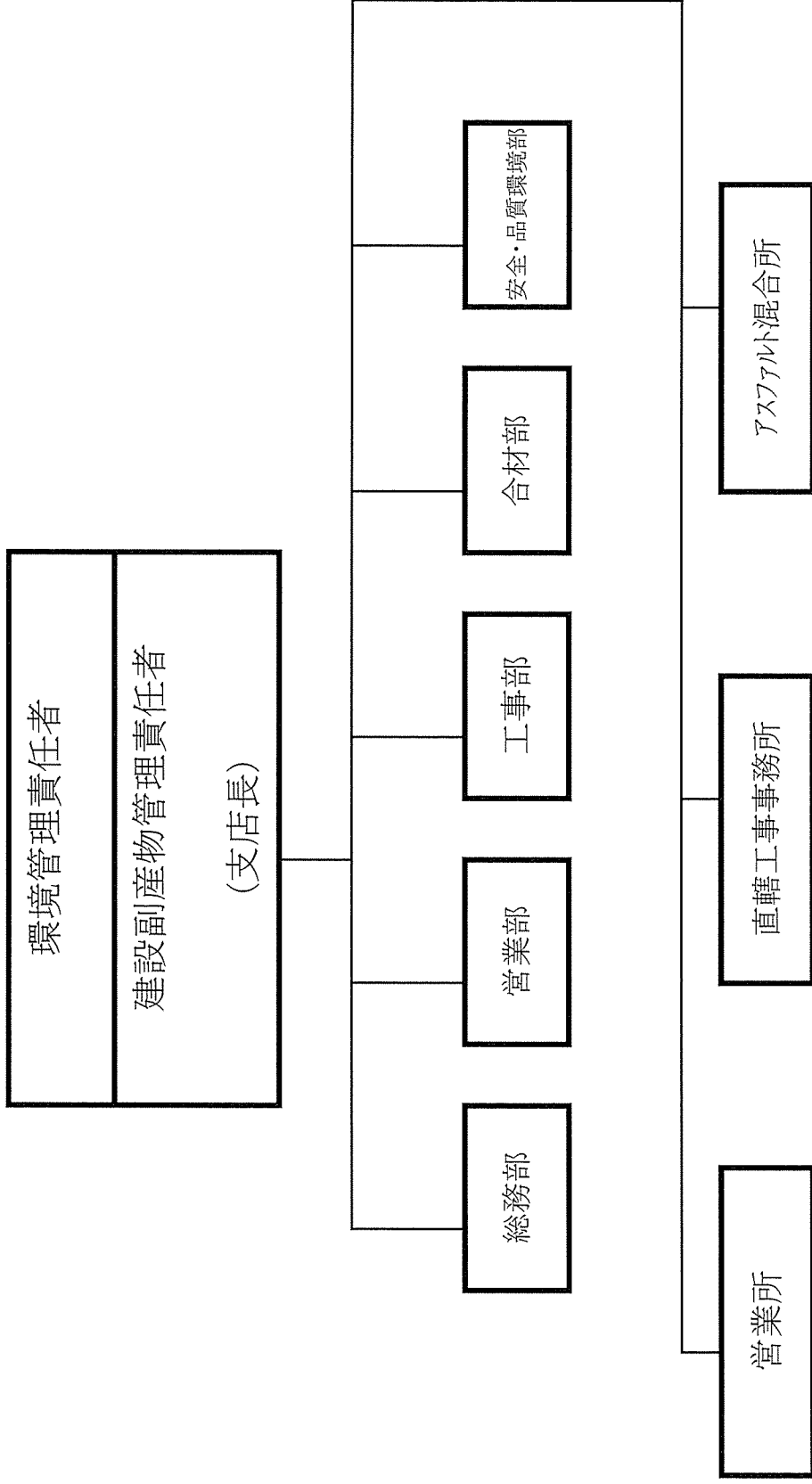
①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスファルト塊）	がれき類（コンクリート塊）
	全処理委託量	16,184.54 t	126.39 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	16,184.54 t	126.39 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・破碎し、再生材として利用			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト塊)	がれき類 (コンクリート塊)
	全処理委託量	15,000.00 t	100.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	15,000.00 t	100.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・破碎し、再生材として利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

東北支店 産業廃棄物に関する組織図



産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織

<p>環境管理責任者：東北支店 常務執行役員支店長 宮原道浩（地方安全衛生総括責任者）</p> <p>(役割) ①建設副産物対策に関する支店方策の策定 ②地方安全衛生委員会において、建設副産物対策に関する方針等の協議</p>
<p>建設副産物管理責任者：東北支店 常務執行役員支店長 宮原道浩</p> <p>(役割) ①支店方針の周知 ②支店管理組織の整備及び各部課への指導</p> <p>(支店各部課の役割)</p> <p>①安全・品質環境部は処理業者等の調査、優良処理業者リストの作成・提供及び各部課への要綱・手順書の遵守等の指導を行う。 ②工事は職員・協力会社の教育・指導・支援・育成、多量排出事業者としての処理計画書の作成・自治体への実績報告、年間の処理量の把握、本店工務部への実績の報告、産業廃棄物処理の委託契約の締結及び記録の保管を行う。 ③合材部はアスファルト混合所の支援・指導及び中間処理実績、廃棄物保管量及び産業廃棄物排出量を把握し本店合材事業部へ報告を行う。</p>
<p>(営業所・直轄工事事務所における管理体制と役割)</p> <p>・営業所・直轄工事事務所においては、各所長が環境管理者及び建設副産物管理者とする。</p> <p>(役割) ①建設副産物対策の事務所方針を決定し、周知する。 ②建設副産物の処理計画を策定する。 ③再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び廃棄物処理計画書を作成する。 ④処理業者を選択し委託契約書を作成する。 ⑤関係各部署との事前協議等の手続きを行う。 ⑥産業廃棄物管理票の交付及び管理を行う。 ⑦建設副産物処理に関し、協力会社を監督・指導する。 ⑧廃棄物の処理状況を確認する。 ⑨産業廃棄物処理実績を記録し、工事に報告する。 ⑩委託契約書、産業廃棄物管理票を工事に提出する。</p>
<p>(中間処理施設を設置したアスファルト混合所の管理体制と役割)</p> <p>・中間処理設備を設置したアスファルト混合所は所長を環境管理者とする。</p> <p>(役割) ①適正処理のための工場方針を決定し、周知する。 ②委託契約を締結する。 ③廃棄物管理票の受領及び返送の管理を行う。 ④帳簿を作成し5年間保存する。 ⑤保管場所に保管基準に要求された掲示板を掲げる。 ⑥技術管理者を任命し、施設設置の許可申請書に記載した維持管理計画に従い、施設の維持管理を行う。 ⑦廃棄物を再委託又は排出事業者として委託する場合は、委託契約を締結して適正に処理を行う。 ⑧中間処理実績、廃棄物保管量及び産業廃棄物排出量を合材部に報告する。</p>
<p>(その他のアスファルト混合所等の管理体制と役割)</p> <p>・その他の混合所等は所長を環境管理者とする。</p> <p>(役割) ①建設副産物対策の方針を決定し、周知する。 ②委託契約を締結する。 ③廃棄物管理票を交付し、管理し、保存する。 ④廃棄物処理状況を確認する。 ⑤産業廃棄物処理実績を記録し、合材部に報告する。</p>